

【資料】

JAS法の改正と有機農産物の登録認定機関の現状

平成11年の第145回国会において改正JAS法（日本農林規格）の審議が行われた結果、7月15日に全会一致で可決成立し、7月22日に公布され、翌平成12年6月10日から改正JAS法が施行された。

JAS法を改正する趣旨について、農林水産省食品流通局から次のように説明されている。

「近年の食品の消費形態の多様化や、味、鮮度、健康、安全性に対する関心の高まり等を背景とした食品の表示の充実強化の必要性、有機食品等についての不適切な表示や生産基準の不統一の是正の必要性、JAS規格制度についての規制緩和、民間能力の活用、国際整合性確保の必要性等に対処するため、JAS法に基づく品質表示制度の充実強化およびJAS規格制度の見直しを図る」（「農林物資の規格化および品質表示の適

正化に関する法律の一部を改正する法律について」平成11年9月）

（1）改正されたポイント

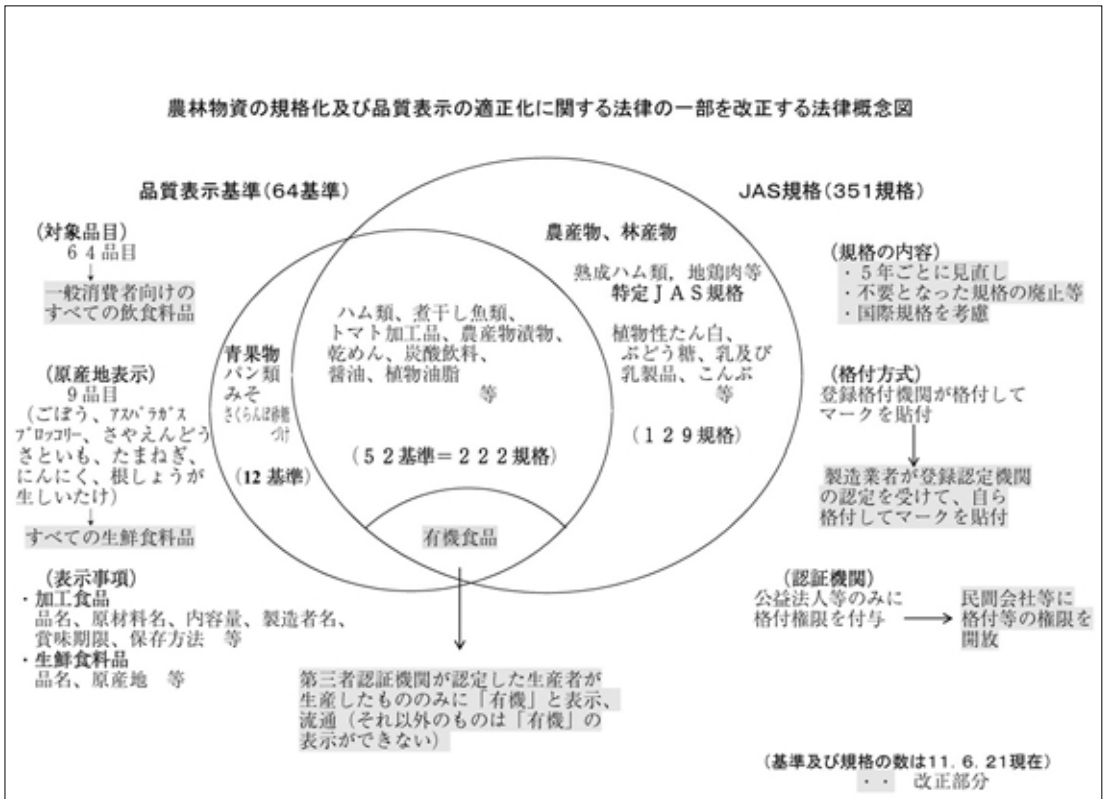
改正されたJAS法の概要は次の3つである。

食品の表示の充実強化

従来は品質表示基準の対象作物が64品目であったが、改正によって「一般消費者向けのすべての飲食物品」が対象品目とされ、すべての生鮮食料品について原産地を表示することが義務づけられた。

有機食品の検査認証・表示制度の創設

従来は有機食品の検査認証制度はなく、不適切な「有機」表示が氾濫していたという認識のもとに、改正によって、コーデックスに準拠して有機食品の規格を制定し、第三者認証機関



(登録認定機関)が圃場ごとに生産者を認定。そして、第三者認証機関が認定した生産者が生産したものだけを「有機」と表示し、流通できることになった。

JAS規格制度の見直し

従来は、規格の定期的な見直しや国際的整合化についての法律上の規定がなかった。また、「有機」については登録格付け機関が格付け(サンプリングして規格への適合性を検査)してマークを貼付。その格付け権限は公益法人などだけに付与されていた。今回の改正で、1)5年ごとに既存の規格の見直し、2)事業者自らが登録認定機関の認定を受けて、自ら格付けしてマークを貼付、3)格付け・認定の権限を民間会社などに開放した。

今回改正された点の法律概念は図のようになっている。改正されたJAS法そのものは、本稿の末尾に掲げる(資料)

なお、5年ごとに規格の内容の見直しが行なわれる。

(2) 登録認定機関の現状

有機食品の認定を行なうのが登録認定機関である。登録認定機関は、生産行程管理者(生産農家)、製造業者(加工業者)および小分け業者(外国を含む)、輸入業者を、それぞれの認定の技術的基準に基づいて認定(検査および判定)することと、認定した事業者が適切に格付けおよび格付けの表示を行なっているかどうかの確認(調査)を行なう。

2002年1月現在、農林水産省に登録された有機農産物および有機農産物加工食品の登録認定機関は55機関ある(その他、登録外国認定機関が5つ)。NPO法人(特定非営利活動法人)が22機関、財団法人11機関、株式会社8機関、社団法人6機関、有限会社3機関、協同組合2機関、県2機関、町1機関となっている。

これまで認証機関としては公益法人等のみに格付けの権限を与えてきたが、今回の改正で普

利法人も登録認定機関になれるようになった。また、都道府県などの地方公共団体も法人格を有しているので、JAS法の定める条件を満たせば登録認定機関になることができる。そのため、石川県、岐阜県は県そのものが登録認定機関になっており、宮崎県綾町は町が登録認定機関として認定活動を行なっている。

(3) 認定手数料の実態

認定の手数料については、登録認定機関が、人件費、事務費、物品費、旅費、日当、宿泊費などをもとに計算して定めることになっており、その額については農林水産大臣の許可を得ることになっている。適正と判断されれば認可される。

農業技術大系編集室は、2002年1月に各登録認定機関へのアンケート調査を行なった。アンケートには、2002年1月段階での「認定を行なう農林物資」「認定を行なう区域」「認定申請手数料」「監査手数料」「認定件数」「貴機関の特徴」を答えていただいた。その結果が本稿末尾の表である。回答がなかった認定機関もあるが、その場合は農林水産省のホームページに記載されている内容をそのまま収録した。

当然のことながら、各認定機関ごとにその認定申請手数料にはかなりの開きがある。また、会員制をとっていたり、認定した製品の売上げにかかるロイヤリティ(賦課金)が設定されている認定機関もある。そのほか、詳細に手数料を設定していたり、手数料の見直しをすすめているところも多く、表に掲げた申請手数料の額は一例と考えて、各機関に直接問い合わせていただきたい。

なお、ホームページを立ち上げている機関も多い。登録機関名の欄に、農業技術大系編集室で調べた各認定機関のURLを記載したので参考にしていただきたい。

まとめ 編集部

資料 有機農産物の日本農林規格

(目的)

第1条 この規格は、有機農産物の生産の方法についての基準等を定めることを目的とする。

(有機農産物の生産の原則)

第2条 有機農産物の生産の原則は次のとおりとする。

- (1) 農業の自然循環機能の維持増進を図るため、化学的に合成された肥料及び農薬の使用を避けることを基本として、土壌の性質に由来する農地の生産力を発揮させるとともに、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した栽培管理方法を採用したほ場において生産されること。
- (2) 採取場（自生している農産物を採取する場所をいう。以下同じ。）において、採取場の生態系の維持に支障を生じない方法により採取されること。

(定義)

第3条 この規格において、有機農産物とは、第4条の基準を満たす方法により生産された農産物をいう。

(生産の方法についての基準)

第4条 生産の方法についての基準は、次のとおりとする。

事 項	基 準
ほ場等の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1 ほ場は、周辺から肥料、土壌改良資材又は農薬（別表1及び別表2に掲げるものを除く。以下「使用禁止資材」という。）が飛来しないように明確に区分されていること。また、水田にあってはその用水に使用禁止資材の混入を防止するために必要な措置が講じられていること。 2 次のいずれかによること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 多年生作物（牧草を除く。）を生産する場合にあってはその最初の収穫前に3年以上、それ以外の作物を生産する場合にあっては播種又は植付け前に2年以上（開拓されたほ場又は耕作の目的に供されていないほ場であって、2年以上使用禁止資材が使用されていないほ場において新たに農作物の生産を開始した場合にあっては播種又は植付け前1年以上）の間、以下に掲げるほ場等における肥培管理の基準、ほ場に播種又は植付ける種苗の基準及びほ場等における有害動植物の防除の基準に基づき農産物の栽培が行われているほ場であること。 (2) 転換期間中のほ場（(1)に規定するほ場への転換を開始したほ場であって、(1)に規定する要件を満たさないものをいう。）については収穫前1年以上の間、以下に掲げるほ場等における肥培管理の基準、ほ場に播種又は植付ける種苗の基準及びほ場等における有害動植物の防除の基準に基づき農産物の栽培が行われているほ場であること。 3 採取場は、周辺から使用禁止資材が飛来しない一定の区域で、農産物を採取する前の3年以上、使用禁止資材が使用されていないこと。
ほ場等における肥培管理	<p>当該ほ場等（ほ場及び採取場をいう。以下同じ。）において生産された農産物の残さに由来する堆肥の施用その他の当該ほ場等若しくはその周辺に生息若しくは生育する生物の機能を活用した方法のみによって土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進が図られていること（当該ほ場等若しくはその周辺に生息若しくは生育する生物の機能を活用した方法のみによっては土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ることができない場合においては、別表1に掲げる肥料及び土壌改良資材のみを使用していること。）。</p>

資料・有機認証

ほ場に播種又は植付ける種苗	<p>1 ほ場等の条件の基準、ほ場等における肥培管理の基準、ほ場等における有害動植物の防除の基準及び輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の工程に係る管理の基準に適合する種苗（種子、苗、苗木、穂木、台木その他植物体の全部又は一部で繁殖の用に供されるものをいう。以下同じ。）を使用すること。ただし、通常の方法によってはその入手が困難な場合にはこの限りではない。</p> <p>2 組換えDNA技術（酵素等を用いた切断及び再結合の操作によって、DNAをつなぎ合わせた組換えDNAを作製し、それを生細胞に移入し、増殖させる技術。以下同じ。）を用いて生産されたものでないこと。</p>
ほ場等における有害動植物の防除	<p>耕種的防除（作目及び品種の選定、作付け時期の調整、その他農作物の栽培管理の一環として通常行われる作業を有害動植物の発生を抑制することを意図して計画的に実施することにより、有害動植物の防除を行うことをいう。）、物理的防除（光、熱、音等を利用する方法又は人力若しくは機械的な方法により有害動植物の防除を行うことをいう。）及び生物的防除（病害の原因となる微生物の増殖を抑制する微生物、有害動植物を捕食する動物又は有害動植物が忌避する植物若しくは有害動植物の発生を抑制する効果を有する植物の導入又はその生育に適するような環境の整備により有害動植物の防除を行うことをいう。）又はこれらを適切に組み合わせた方法のみにより実施されていること（農産物に急迫した又は重大な危険がある場合であって、耕種的防除、物理的防除又は生物的防除を適切に組み合わせる方法のみによってはほ場等における有害動植物を効果的に防除することができない場合であっては、別表2に掲げる農薬のみが使用されていること。）。</p>
輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の工程に係る管理	<p>1 輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の工程においては、有機農産物以外の農産物が混合しないように管理されていること。</p> <p>2 輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の工程において有害動植物の防除又は品質の保持改善に使用する資材は、別表2に掲げる農薬及び別表3に掲げる調製用等資材（組換えDNA技術を用いて製造されたものを除く。）のみであること。</p> <p>3 病虫害防除、食品の保存、病原菌除去又は衛生の目的での放射線照射が行われていないこと。</p> <p>4 生産された有機農産物が農薬、洗浄剤、消毒剤その他の薬剤により汚染されないように管理されていること。</p>

（有機農産物の名称の表示）

第5条 有機農産物の名称の表示は、次に規定する方法により行うものとする。

区分	基準
表示の方法	<p>1 次の例のいずれかにより記載すること。</p> <p>(1) 「有機農産物」</p> <p>(2) 「有機栽培農産物」</p> <p>(3) 「有機農産物〇〇」又は「〇〇（有機農産物）」</p> <p>(4) 「有機栽培農産物〇〇」又は「〇〇（有機栽培農産物）」</p> <p>(5) 「有機栽培〇〇」又は「〇〇（有機栽培）」</p> <p>(6) 「有機〇〇」又は「〇〇（有機）」</p> <p>(7) 「オーガニック〇〇」又は「〇〇（オーガニック）」</p> <p>（注）「〇〇」には、その一般的な農産物の名称を記載すること。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず採取場において採取された農産物にあつては前項の(1)、(3)、(6)及び(7)の例のいずれかにより記載し、転換期間中のほ場において生産されたものにあつては前項に定めるところにより記載する名称の前又は後に「転換期間中」と記載すること。</p>

有機農産物の日本農林規格 別表1（「有機」表示できる肥料及び土壌改良資材・編集部注）

肥料及び土壌改良資材	基 準
農産物及びその残さに由来する堆肥	化学的に合成された物質を添加していないものであること。
家畜及び家禽排泄物に由来する堆肥	化学的に合成された物質を添加していないものであること。
食品製造業等に由来する堆肥	化学的に合成された物質を添加していないものであること。
生ゴミに由来する堆肥	化学的に合成された物質を添加していないものであること。
パーク堆肥	化学的に合成された物質を添加していないものであること。
魚かす粉末	化学的に合成された物質を添加していないものであること。
なたね油かす及びその粉末	化学的に合成された物質を添加していないものであること。
米ぬか油かす及びその粉末	化学的に合成された物質を添加していないものであること。
大豆油かす及びその粉末	化学的に合成された物質を添加していないものであること。
蒸製骨粉	化学的に合成された物質を添加していないものであること。
窒素質グアノ	化学的に合成された物質を添加していないものであること。
乾燥藻及びその粉末	化学的に合成された物質を添加していないものであること。
草木灰	化学的に合成された物質を添加していないものであること。
炭酸カルシウム肥料	天然鉱石を粉砕したもの（苦土炭酸カルシウムを含む。）であること。
貝化石肥料	化学的に合成された苦土肥料を添加していないものであること。
塩化加里	天然鉱石を粉砕又は水洗精製したものと及び天然かん水から回収したものであること。
硫酸加里	天然鉱石を水洗精製したものであること。
硫酸加里苦土	天然鉱石を水洗精製したものであること。
天然りん鉱石	カドミウムが五酸化リンに換算して1 kg中90 mg以下であるものであること。
硫酸苦土肥料	ニガリを結晶させたもの又は天然硫酸苦土鉱石を精製したものであること。
水酸化苦土肥料	天然鉱石を粉砕したものであること。
石こう（硫酸カルシウム）	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもので、化学的に合成された物質を添加していないものであること。
硫黄	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもので、化学的に合成された物質を添加していないものであること。
微量元素	マンガン、ほう素等微量元素の不足により、作物の正常な生育が確保されない場合で微量元素以外の化学的に合成された物資が添加されていないものであること。
木炭	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもので、化学的に合成された物質を添加していないものであること。
泥炭	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもので、化学的に合成された物質を添加していないものであること。
ベントナイト	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもので、化学的に合成された物質を添加していないものであること。

資料・有機認証

パーライト	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもので、化学的に合成された物質を添加していないものであること。
ゼオライト	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもので、化学的に合成された物質を添加していないものであること。
バーミキュライト	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもので、化学的に合成された物質を添加していないものであること。
けいそう土焼成粒	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもので、化学的に合成された物質を添加していないものであること。
塩基性スラグ 鉍さいけい酸質肥料	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもので、化学的に合成された物質を添加していないものであること。
熔せいりん肥	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもので、化学的に合成された物質を添加していないものであること。
塩化ナトリウム リン酸アルミニウムカルシウム	採掘された塩であること。 カドミウムが五酸化リンに換算して1 kg中9.0 mg以下であるものであること。
さらし粉 その他の肥料及び土壌改良資材	植物の栄養に供すること又は植物の栽培に資するため土壌の性質に変化をもたらすことを目的として土地に施される物（生物を含む。）及び植物の栄養に供することを目的として植物に施される物（生物を含む。）であって、天然物質又は天然物質に由来するもの（天然物質を燃焼、焼成、熔融、乾留又はけん化することにより製造されたもの並びに天然物質から化学的な方法によらずに製造されたものに限る。）で化学的に合成された物質を添加していないものであること。

有機農産物の日本農林規格 別表2（「有機」表示できる農薬・編集部注）

農薬	基準
除虫菊乳剤 デリス乳剤 デリス粉 デリス粉剤 なたね油乳剤 マシン油エアゾル マシン油乳剤 硫黄くん煙剤 硫黄粉剤 硫黄・銅水和剤 水和硫黄剤 シイタケ菌糸体抽出物液剤 炭酸水素ナトリウム水溶剤 炭酸水素ナトリウム・銅水和剤 銅水和剤 銅粉剤 硫酸銅 生石灰 液化窒素剤 天敵等生物農薬及び生物農薬製剤 性フェロモン剤 誘引剤 忌避剤 クロレラ抽出物液剤 混合生薬抽出物液剤 カゼイン石灰 パラフィン ワックス水和剤 二酸化炭素剤 ケイソウ土剤	除虫菊から抽出したものであること。 ボルドー剤調製用に限ること。 ボルドー剤調製用に限ること。 展着剤として使用する場合に限ること。 展着剤として使用する場合に限ること。 保管施設で使用する場合に限ること。 保管施設で使用する場合に限ること。

（注）農薬の使用に当たっては、農薬の容器等に表示された使用方法を遵守すること。

資料・有機認証

有機農産物の日本農林規格 別表3 (「有機」表示できる調製用資材・編集部注)

調製用等資材	基準
炭酸カルシウム 水酸化カルシウム 二酸化炭素 窒素 エタノール カゼイン ゼラチン 活性炭 タルク ベントナイト カオリン ケイソウ土 パーライト DL-酒石酸 L-酒石酸 DL-酒石酸水素カリウム L-酒石酸水素カリウム DL-酒石酸ナトリウム L-酒石酸ナトリウム クエン酸 微生物由来の調製用等資材 酵素 卵白アルブミン アイシングラス 植物油脂 樹脂成分の調製品 ヘーゼルナッツの殻 その他の調製用等資材	農産物の輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装等の工程に必要な不可欠である資材であって、天然物質又は天然物質に由来するもので化学的に合成された物質を添加していないものであること。

「有機農産物および加工食品」の登録認定機関と有機認定にかかるとの経費一覧
 (一覧表に掲げた経費および認定件数は2002年1月現在のもの。詳しくは各機関へ直接問い合わせのこと)

登録認定機関	認定を行なう農林物資	認定を行なう区域	認定申請手数料	監査手数料 (2年目以降)	認定件数	特徴	問い合わせ先
アイシーエス日本株式会社 (ICS日本)	有機農産物および有機農産物加工食品	国内および外国	生産者個人：申請料50,000円 + 審査費用130,000円 + 検査費用(1日)50,000円 + 交通費等実費(規定による)、生産者グループ：50,000円 + 130,000円 + 50,000円 + 実費、製造・加工：50,000円 + 130,000円 + 50,000円 + 実費 製造・加工業者(複数工場、委託加工を含むグループ) 50,000円 + 200,000円 + 50,000円 + 実費 小分け業者 50,000円 + 70,000円 + 50,000円 + 実費 輸入業者 50,000円 + 70,000円 + 1施設30,000円または1日50,000円 * 認定製品の売上げにかかる費用や会費、会費は一切なし	生産者個人、製造業者、小分け業者、輸入業者、初年度認定申請手数料を除いた額	約250件(ただし複数施設、複数農家を含むグループ扱いもある)	JAS基準の適正な運用および認定機関の独立・中立性の維持	〒224-0032 神奈川県横浜市都筑区茅ヶ崎中央45-14 TEL.045-949-4620
海外貨物検査株式会社 http://www.omiconet.com	有機農産物および有機農産物加工食品	国内および外国	生産者個人：30万円 + 日当 + 旅費実費(実地検査1日の場合) 製造業者：30万円 + 日当 + 旅費実費 小分け業者：22万円 + 日当 + 旅費実費 輸入業者：22万円 + 日当 + 旅費実費 * 日当は国内1,800円、国外4,460円	生産者個人、製造業者、小分け業者、輸入業者、初年度認定申請手数料を除いた額	120件	海外の認定が得意	〒103-0026 東京都中央区日本橋兜町15-6 TEL.03-3669-5184
財団法人 自然農法国際研究開発センター http://www.infric.or.jp/	有機農産物および有機農産物加工食品	国内	生産者個人：申請料5,000円 + 検査料25,000円(※) + 交通費実費 + 判定手数料10,000円 + 認定書発行手数料5,000円、グループ：申請手数料3,000円 × 農家数 + 検査料25,000円(※) + 交通費実費 + 判定手数料5,000円 × 農家数 + 認定書発行手数料5,000円 製造業者・小分け業者 申請手数料5,000円 + 検査料25,000円(※) + 交通費実費 + 判定手数料10,000円 + 認定書発行手数料5,000円(※)は、検査対象が多い場合は追加料金。また圃場数が多く検査に要する時間が多い場合は追加料金。また圃場数が1日を超す場合は、半日で16,500円、1日で23,800円を追加料金	生産者個人、製造業者、小分け業者、輸入業者、初年度認定申請手数料を除いた額	生産者 84件 製造業者 17件 小分け業者 22件	化学肥料や合成農薬に頼らずに、自然界の仕組み、とくに土の働きを最大限に活用する自然農法の技術確立を目指す	〒413-0011 静岡県熱海市田原本町9-1 熱海第一ビル8階 TEL.0557-85-2001

登録認定機関	認定を行なう農産物質	認定を行なう区域	認定申請手数料	監査手数料 (2年目以降)	認定件数	特徴	問い合わせ先
社団法人 全国愛農会 http://www.ainou.or.jp	有機農産物および有機農産物加工食品	国内	生産行程管理者（申請料・検査料・判定料を含む） 申請面積0.5ha以内30,000円、以降0.5haごとに3,000円加算 *グループ申請の場合は、2名以降1名につき10,000円加算 製造業者（申請料・検査料・判定料を含む） 個人：60,000円、法人・団体：100,000円 *実地検査に伴う旅費、宿泊費は実費 小分け業者（申請料・検査料・判定料を含む） 個人：60,000円、法人・団体：100,000円 *実地検査に伴う旅費、宿泊費は実費	ともに、2年目以降の 調査手数料も同額	生産行程管理 者 14件 製造業者 3件 小分け業者 5件	1) 「有機農業」を、 本会の目標である「農 業を基盤にした人づく り、家づくり、村づく り、平和な社会づく り」に合致するものと して、有機農業運動を 推進するために認定業 務を行なう 2) 認定手数料は会員・ 非会員を問わず一律。 しかし、認定業務の継 続と円滑な運営のため に副産員になっても らうことを強く希望 3) 会員にはあいのう イーコード・エスで有 権認定者の情報公開サ ービス	〒518-0221 三重県名賀郡青山 町別府682 - 3 TEL.0595-52-0108
特定非営利活動法人 日本オーガニックアソ シエーション 会(JONA) http://jona.organic.co.jp/ p/	有機農産物および有機農産物加工食品	国内および外国	<正会員の場合> 入会金(個人：5,000円,法人50,000円) +年会費(個人：12,000円,法人120,000円) 生産行程管理者 申請料(個人：10,000円,法人：20,000円) +検査日当(1日8時間まで25,000円,半日4時間まで15,000円)+移動日当(片道4時間超の移動は検査日当半日分)+報告書作成費用5,000円(農場内加工ある場合は3,000円加算,生産行程管理者が管理する個人農家または農場については1件当たり3,000円)+認定業務費(年会費より充当) 製造・加工業者 の生産行程管理者と同じ 小分け業者 申請料金・検査日当・移動日当・認定業務費は、と同じ+報告書作成費用3,000円(規模により変動あり) 食品取扱業者・倉庫・輸送業者 の小分け業者と同じ *運営協力費として、売上高に対する比率にて計算(販売開始より1年間の累計金額) *非会員(委託業者)・非会員は別途規定あり	<正会員の場合> 年会費 ともに認定申請手数料と同じ 運営協力費も同じ	350件(個人 と法人の比率 2:8程度)	1) 会員を基本とし た認定 2) 食品取扱業者と倉 庫・運送業について は、JONA固有の認 定	〒104-0031 東京都中央区京橋 3-5-3 竹河岸 ビル3F TEL.03-3538-1851

登録認定機関	認定を行なう農林物資	認定を行なう区域	認定申請手数料	監査手数料 (2年目以降)	認定件数	特徴	問い合わせ先
特定非営利活動法人 日本有機農業生産団体 中央会 http://www.yu-ki.or.jp.	有機農産物および有機農産物加工食品	国内	生産行程管理者(畑作相当) 1人もしくは申請面積50a未満:約42,500円+旅費。内訳は、書類発行審査費用15,000円+実地検査費用7,500円(1人半日)+報告作成費用10,000円(圃場アプローチ増えること1,000円加算)+認定費用1人10,000円+認証管理費製造業者 小規模家内工場約67,500円 小分け業者 簡素な小分け約57,500円 *旅費は実費。規模別経費などは直接	生産行程管理者 1人もしくは申請面積50a未満:約34,000円 製造業者 小規模家内工場:約63,000円 小分け業者 簡素な小分け:約47,000円 *旅費は実費。規模別経費などは詳細は直接	生産行程管理者 51件 製造業者 15件 小分け業者 16件 *団体や農協も1件とした	1) 農業者自身が立ち上げた登録認定機関 2) 全国に検査員が配置されている 3) 畑作と稲作とで異なるため、規模を勘案した経費に	〒101-0021 東京都千代田区外 神田5-2-1 TEL.03-5812-8055
株式会社 アファア認定センター http://www.afasseq.com/	有機農産物および有機農産物加工食品	国内および外国	生産行程管理者 申請受付料50,000円+書類審査料32,000円(1日)+本審査料(1日32,000円で標準日数2日)+判定料48,000円+認定証交付料(法人・団体20,000円,個人5,000円。再交付の場合は半額)+現地までの移動(半日5,000円,1日10,000円)+旅費・宿泊実費 製造業者 申請受付料50,000円+書類審査料32,000円(1日)+本審査料(1日32,000円で標準3日)+判定料48,000円+認定証交付料(法人・団体20,000円,個人5,000円。再交付の場合は半額)+現地までの移動(半日5,000円,1日10,000円)+旅費・宿泊実費 *JAS証裏維持管理料として、出荷額に及びて認定	認定申請手数料のうち「申請受付料」を除いた額	有機認定団体 47団体 JAS外、有機・特別栽培認定団体数 65団体	1) NPO法人「日本オーガニック検査員協会」と提携 2) 安全性=S, 環境=E, 品質=Oの3側面からの統合的生産管理システムほか	〒104-0061 東京都中央区銀座 5-10-13 TEL.03-3569-7370
特定非営利活動法人 愛媛県有機農業研究会	有機農産物および有機農産物加工食品	愛媛県, 徳島県, 香川県および高知県	生産行程管理者 実地検査所要時間未済:31,320円, 5~8時間未済:36,320円, 8~16時間以下:46,320円 製造・加工 実地検査所要時間未済:46,380円, 5~8時間未済:51,380円, 8~16時間以下:66,380円 小分け業者 実地検査所要時間未済:31,320円, 5~8時間未済:36,320円, 8~16時間以下:46,320円 *調査手数料は愛媛県内での標準的な額 *愛媛県以外の県は別途	事務所に問い合わせ	生産行程管理者 81件 製造業者 7件 小分け業者 4件	1) 地域での有機農業の推進, 派興のために認証業務に取り組む 2) 生産者の費用負担の軽減に努める 3) 有機農業に関する消費者の意識の啓発と理解の促進に努める	〒794-0826 愛媛県今治市郷新 屋敷町5-4-2 TEL.0898-22-2434

登録認定機関	認定を行なう農産物	認定を行なう区域	認定申請手数料	監査手数料 (2年目以降)	認定件数	特徴	問い合わせ先
特定非営利活動法人 日本オーガニック農産物協会	有機農産物および有機農産物加工食品	国内および21か国の外国	認定1件につき160,000円 製造業者 認定1件につき160,000円 小分け業者 認定1件につき98,000円 輸入業者 認定1件につき94,000円 *別途旅費などは実費がかかる	(2年目以降)	生産行程管理業者 180件 製造・加工業者 33件 小分け業者 39件	1) 有機農業を広くていく 2) わが国の自給率をあげていく * 農家に負担のかからないJAS制度にし ていきたい、また多くの消費者にJAS制度を早く理解していただくために月1回JASセミナーを開催	〒101-0054 東京都千代田区神田 田町2-7 TEL.03-3295-5448
キュー・エー・アイ・ジャパン有限公司	有機農産物および有機農産物加工食品	国内および約50か国の外国	生産行程管理業者 認定1件につき160,000円 製造業者 認定1件につき160,000円 小分け業者 認定1件につき98,000円 輸入業者 認定1件につき94,000円 *別途旅費などは実費がかかる				〒213-0012 神奈川県川崎市高津区坂戸3-2-1 TEL.03-5413-7330
財団法人 日本穀物検定協会 http://www.kokken.or.jp/	有機農産物および有機農産物加工食品	国内	生産行程管理業者 申請料23,100円 + 検査費用15,000円 + 交通費実費 製造・加工業者 46,180円 + 20,000円 + 交通費実費 小分け業者 23,100円 + 15,000円 + 交通費実費	認定申請料と同じ	生産行程管理業者 180件 製造・加工業者 33件 小分け業者 39件	1) 有機農業を広くていく 2) わが国の自給率をあげていく * 農家に負担のかからないJAS制度にし ていきたい、また多くの消費者にJAS制度を早く理解していただくために月1回JASセミナーを開催	〒103-0026 東京都中央区日本橋兜町15-6 TEL.03-3668-0911
特定非営利活動法人 兵庫県有機農業研究会	有機農産物および有機農産物加工食品	富山県, 石川県, 福井県, 長野県, 岐阜県, 愛知県, 三重県, 滋賀県, 京都府, 大阪府, 兵庫県, 和歌山県, 鳥取県, 岡山県, 広島県および山口県	生産行程管理業者 申請料23,100円 + 検査費用15,000円 + 交通費実費 製造・加工業者 46,180円 + 20,000円 + 交通費実費 小分け業者 23,100円 + 15,000円 + 交通費実費	認定申請料と同じ	生産行程管理業者 180件 製造・加工業者 33件 小分け業者 39件	1) 有機農業を広くていく 2) わが国の自給率をあげていく * 農家に負担のかからないJAS制度にし ていきたい、また多くの消費者にJAS制度を早く理解していただくために月1回JASセミナーを開催	〒657-0064 兵庫県神戸市中央区山手通7-28-33 県立産業会議所内 TEL.078-367-8567
特定非営利活動法人 北海道有機認証協会 http://www.acohorga.org/	有機農産物および有機農産物加工食品	北海道, 山形県, 栃木県, 群馬県, 埼玉県, 千葉県, 東京都, 神奈川県, 長野県, 大阪府, 兵庫県, 奈良県, 和歌山県, 鳥取県, 岡山県, 広島県	生産行程管理業者 個人, 個人法人および法人(戸数1戸): 19,900円, 法人およびグループ(戸数2戸): 株式会社および有限会社(従業員4~9人): 47,100円, 法人およびグループ(戸数4戸): 株式会社および有限会社(従業員10人以上): 47,100円から1戸増えること(株式会社および有限会社は従業員5人増えること)に13,600円追加加算 年間売上5,000万円未満: 19,900円, 5,000万円以上: 40,400円 小分け業者 年間売上5,000万円未満: 19,900円, 5,000万円以上: 35,900円	生産行程管理業者 それぞれ18,400円, 32,000円, 45,600円, 戸数が1戸(株式会社および有限会社)では従業員5人)増えることに13,600円追加加算 加工・製造業者 それぞれ18,400円, 38,900円 小分け業者 それぞれ18,400円, 34,400円 *認定申請, 監査ともに, グループ申請とは, 生産管理方法が同一で, 同一地域内のグループに限る	生産行程管理業者 81件 加工・製造業者 3件 小分け業者 9件		〒070-0030 北海道旭川市宮下通8-19-62-1 アサヒビル内 TEL.0166-20-1717

登録認定機関	認定を行なう農産物	認定を行なう区域	認定申請手数料	監査手数料 (2年目以降)	認定件数	特徴	問い合わせ先
特定非営利活動法人 民間稲作研究所 http://masaku.cool.ne.jp/npo/	有機農産物	国内	生産行程管理費 個人：21,000円 + 実地検査料、生産組織 (10人ごとに)：73,500円 + 実地検査料 小分け業者 48,000円 + 実地検査料	生産行程管理費 個人：17,000円 + 実地検査料 生産組織：58,600円 + 実地検査料 小分け業者 44,000円 + 実地検査料	生産行程管理費 62件 小分け業者 12件	自然の循環機能を生かした栽培技術の開発や普及活動とともに、農家の方の努力を社会的に認知し、消費者へ正しく伝えるための認定業務である	〒329-0526 栃木県河内郡上三川町大字稲堂72 TEL.0285-53-1133
特定非営利活動法人 有機農業認証協会 http://www2.ocn.ne.jp/organic/	有機農産物および有機農産物加工食品	国内	(直接ご連絡ください)	(直接ご連絡ください)	生産行程管理費 54件 製造業者 27件 小分け業者 9件 輸入業者 1件		〒564-0063 大阪府吹田市江坂町1-23-19 TEL.06-6330-0823
特定非営利活動法人 和歌山県有機認証協会 (WVOCA) http://www.vaw.ne.jp/aso/woca/	地産肉、有機農産物および有機農産物加工食品	国内	過去1年間の平均認証費用(認定にかか る事務手数料、検査員日当、旅費等 を含む) 生産行程管理費 (生産者1人につき)約32,000円 * 単独申請か、グループ申請か、また 圃場の数により差がある 製造業者 (加工場1件につき)約57,000円 小分け業者 (事業所1件につき)約38,000円		生産行程管理費 17件 (57農家) 製造業者 3件 小分け業者 5件	1) 環境市民団体(和歌山環境ネットワーク)を母体に策定 2) 有機農産物と有機農産物加工食品に加え、全国を対象とする現在唯一の地産肉JAS登録認定機関として、また和歌山県特別栽培農産物認証制度に基づき同県和歌山県認定機関として活動	〒641-0051 和歌山県和歌山市西高松1-6-4 TEL.073-421-6545
特定非営利活動法人 ASAC(エイサク)	有機農産物および有機農産物加工食品	国内および39か国の外国	<講習会費用> 正会員：44,000円、一般：54,000円 <申請手数料>(会員の場合) 生産行程管理費 申請料25,000円 + 現地検査料50,000円 + 認定料85,000円 + 検査員派遣費用(日 当1人15,000円 + 交通費実費または県 内80円/km + 宿泊費1泊12,000円) 製造業者：生産行程管理費と同じ 小分け業者・輸入業者 申請料10,000円 + 検査料35,000円 + 認定 料5,000円 + 検査員派遣費用(と同じ) * 現地検査料は、前泊(宿泊費1泊 12,000円)を含む1泊2日以内で検査員 2名(8時間×2人)	生産行程管理費 監査料85,000円 + 監査員派遣 費用 製造業者 監査料85,000円 + 監査員派遣 費用 小分け業者・輸入業者 監査料70,000円 + 監査員派遣 費用 * 監査員派遣費用は認定申 請の場合と同じ	国内 5件(グループ) 2件 海外	1) 申請資格要件として、ASAC主催の定期講習会を受講するが、申請に直接関わる講習会を1日受講し確認テストを受けることを義務化する 2) グループ認定を提案 3) 雑穀の農産物検査に關しては日本で唯一の検査機関	〒020-0821 岩手県盛岡市山王町10-6 TEL.019-626-3870 FAX.019-626-3871

登録認定機関	認定を行なう農林物資	認定を行なう区域	認定申請手数料	監査手数料 (2年目以降)	認定件数	特徴	問い合わせ先
特定非営利活動法人 E・O・I・E 自然 農法文化事業団 http://www.organic- cert.org/	有機農産物お よび有機農産 物加工食品	国内	生産行程管理者 業者 いずれも認定手数料90,000円以上+実 地検査に関わる旅費など	生産行程管理者 製造業 者 小分け業者 いずれも認定手数料70,000円 以上+実地検査に関わる旅 費など	生産行程管 理者 73件 製造業者 21件 小分け業者 22件	特になし	〒413-0011 静岡県熱海市田原 本町9-1 熱海第 一ビル9階 TEL.0557-84-2241
特定非営利活動法人 オーガニック認証協会 http://www.organic- cert.org/	有機農産物お よび有機農産 物加工食品	国内	生産行程管理者 認定料60,000円+申請料(各5,000円。グル ープの場合2~4名200,000円 5~7名300,000円、 8名以上400,000円)+検査員旅費日当 製造業者 認定料60,000円+申請料20,000円+検 査員旅費日当 小分け業者 認定料60,000円+申請料20,000円+検 査員旅費日当 輸入業者 認定料60,000円+申請料40,000円+検 査員旅費日当 *認定後、ロイヤリティ(課金)と して、売上高の0.5%(ただし生産行 程管理者は除く)	生産行程管理者 調査料40,000円+調査申請料 (1名5,000円。グループの場 合、2~4名15,000円、5~7名 20,000円、8名以上30,000円) +検査員旅費日当 製造業者 調査料40,000円+調査申請料 20,000円+調査員旅費日当 小分け業者 調査料40,000円+調査申請料 20,000円+調査員旅費日当 輸入業者 調査料40,000円+検査申請料 40,000円+検査員旅費日当	生産者 253件 製造業者 71件	1) 高齢者の余生の 過ごし方の一つとし て始めた青空市の活 動が母体、農業改良 普及員O.B.などで構 成する格付け検討員 会で認証の検査を行 なっている 2) 有機認証にとど まらず、消費者に食 食にかかわる安全性 と、環境保全の重要 性を伝えていく	〒862-0926 熊本県熊本市龍田 9丁目2-29 TEL.096-337-3339
特定非営利活動法人 鹿児島県有機農業協会	有機農産物お よび有機農産 物加工食品	福岡県、佐賀 県、長崎県、熊 本県、大分県、 宮崎県、鹿児島 県および沖縄県	生産行程管理者 式+検査(旅費も含む)+判定+登録 まで、49,800円 生産行程管理者講習会受講料5,000円				〒890-0064 鹿児島県鹿児島市 鴨池新町14番9号 TEL.099-258-3374
特定非営利活動法人 八ヶ岳有機農業者協会	有機農産物	山梨県および長 野県	生産行程管理者 面積別基本料金(0.5ha未満: 20,000円、 0.5~1.0ha未満: 30,000円、1.0~1.5ha 未満: 45,000円、1.5~3.0ha: 55,000円、 3.0~5.0ha未満75,000円、5.0ha以上: 1haごとに10,000円加算)+書類審査料 10,000円+日当(1日10,000円、半日5,000 円)+交通費実費+宿泊費泊8,000円 製造業者 小分け業者 規模別基本料金(工場または作業所面 積50㎡まで: 40,000円、100㎡まで: 60,000円、100㎡以上: 100㎡増えるこ とに10,000円加算)+書類審査料10,000 円+交通費実費+宿泊費泊8,000円	生産行程管理者 2年目: 認定申請手数料のうち書類審査料を7,000円とし た額、3年目以降: 認定手数 料のうち書類審査料を3,000 円とした額 2年目: 認定申請手数料のうち 書類審査料を10,000円とし た額、3年目以降: 認定申請 手数料のうち書類審査料を 10,000円とした額 *認定申請、監査手数料と もに2002年4月以降予定	生産行程管 理者 61件 製造業者 2件 小分け業者 9件	家族経営規模の有機 農業生産者を支援 し、国産有機農産物 の拡大を目指す	〒408-0041 山梨県北巨摩郡小 淵沢町上巨摩3332 番地1335 TEL.0551-36-4530
特定非営利活動法人 有機農業推進協会	有機農産物お よび有機農産 物加工食品	青森県、岩手 県、宮城県、秋 田県、山形県、福 島県、茨城県、群 馬県、栃木県、群 馬県、埼玉県、京 都府、神奈川県、 新潟県、富山県、 石川県、山梨県、長 野県、岐阜県、静 岡県および愛 知県					〒254-0065 神奈川県平塚市南 原3丁目8番19号 TEL.0463-35-7485

登録認定機関	認定を行なう農産物	認定を行なう区域	認定申請手数料	監査手数料 (2年目以降)	認定件数	特徴	問い合わせ先
特定非営利活動法人 赤とんぼ	有機農産物および有機農産物加工品	山形県、福島県、群馬県、新潟県、富山県および長野県	生産行程管理者個人：申請手数料21,600円＋検査費用(9時間未満5,000円・8時間未満10,000円・以後3時間増すごとに5,000円加算)＋交通費実費＋報告書作成費5,000円、団体：栽培者1人につき21,600円＋検査費用(個人に同じ)＋交通費実費(個人に同じ)＋報告書作成費(個人に同じ)・加工業者製造・加工業者43,100円＋検査費用(5時間未満10,000円・8時間未満15,000円・以後3時間増すごとに10,000円加算)＋交通費実費＋報告書作成費10,000円 小分け業者 生産行程管理者に同じ	左記、認定申請手数料の に同じ	生産工程管理者 22件 (47農家) 小分け業者 2件	1) 有機農業運動を推進してきた食生活改善普及会、共生の大地にいがた21のメンバーが中心になって設立 2) 有機農家と消費者の結び。有機農業の栽培技術の向上のため調査、研究、有機農産物の加工技術改善や流通システムの開発、有機農産物の水などに關する分析、試験、研修会、講演会などを開催	〒957-0084 新潟県新潟市大 字敷島甲817番地 TEL.0254-27-8214
岐阜県 http://www.pref.gifu.jp/	有機農産物および有機農産物加工品	岐阜県	生産行程管理者 80,000円(岐阜県収入証紙)＋検査員費用併償 製造・加工業者 80,000円(岐阜県収入証紙)＋検査員費用併償 *加工品は、コンニャク、茶に限る	生産行程管理者、製造・加工業者、30,000円(岐阜県収入証紙)＋検査員費用併償	生産工程管理者 13件 製造業者 5件		〒500-8384 岐阜県岐阜市藪田 南2丁目1番1号 県庁農業指導課 TEL.058-272-1111 (内2845)
東洋ビーネット株式会社(B-Net) http://www.toyo-b-net.co.jp	有機農産物および有機農産物加工品	国内およびアメリカ合衆国、ペトナム、オーストラリア、カナダ、タイ 中国	生産行程管理者 合計205,000円(申請手数料9,000円＋書類審査費40,000円＋審査計画策定費9,000円＋実地検査費38,000円＋判定費68,000円＋事務経費41,000円) 製造業者 生産行程管理者に同じ 小分け業者 合計185,000円(9,000円＋20,000円＋9,000円＋38,000円＋68,000円＋41,000円) 輸入業者 生産行程管理者に同じ *実地検査の際に発生する検査員の旅費あるいは宿泊費は、規定に基づいて精算された実費を別途請求 *年会費：1年間に格付けされた農林物資の出荷金額の0.5%(生産行程管理者の上限は30万円、製造業者・輸入業者・小分け業者は上限15万円) *ここであげたのは標準的(1人の検査員が1日で終了)な認定手数料である	生産行程管理者 合計151,000円(書類審査費38,000円＋実地検査費38,000円＋判定費34,000円＋事務経費41,000円) 製造業者 生産行程管理者に同じ 小分け業者 合計115,000円(20,000円＋20,000円＋34,000円＋41,000円) 輸入業者 の小分け業者と同じ *実地検査費および旅費の考え方は認定手数料と同じ	認定 1社 認定作業中 1社	1) 会員制 2) ISOが目指すマネジメントシステムに勝るとも劣らぬ体制構築のお手伝い 3) 取得後も社内教育、HACCPなどを含む衛生管理などの情報提供	〒104-0031 東京都中央区京橋 2丁目3番13号 TEL.03-3272-3741

登録認定機関	認定を行なう農作物質	認定を行なう区域	認定申請手数料	監査手数料 (2年目以降)	認定件数	特徴	問い合わせ先
株式会社 日食食品総合研究所	有機農産物および有機農産物加工品	国内および国外	生産行程管理者 個人：127,000円（申請費用30,000円、書類審査費用15,000円、実地検査費用50,000円、判定業務費用32,000円）+ 旅費等実費、グループ：247,000円（申請費用150,000円、書類審査費用15,000円、実地検査費用50,000円、判定業務費用32,000円）+ 旅費等実費 製造業者・小分け業者・輸入業者 247,000円（申請費用150,000円、書類審査費用15,000円、実地検査費用50,000円、判定業務費用32,000円）+ 旅費等実費 *海外での販売のためのOCIA認定を同時申請する場合、個人は107,000円、その他は147,000円に旅費等実費 *それぞれ、1件（1施設）当たりの費用	生産行程管理者 個人：119,000円（申請費用28,000円、書類審査費用12,000円、実地検査費用50,000円、判定業務費用29,000円）+ 旅費等実費、グループ：231,000円（申請費用140,000円、以下、旅費も含めて個人に同じ） とも231,000円（申請費用140,000円、以下、旅費も含めてと同じ）	国内 約40件 国外 約40件	1) 親会社であるOCIAインターナショナルは、20年の歴史をもつアメリカでも有数の有機認証団体 2) 欧米に製品を輸出したい事業者の認定取得のためのサポートも行なう	〒760-0065 香川県高松市朝日町5丁目6番5号 TEL.087-822-2595 〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-1-1 国際ビルディングB1 TEL.03-5220-6642
特定非営利活動法人 熊本県有機農業研究会	有機農産物および有機農産物加工品	熊本県、福岡県、大分県、岩崎県、長崎県、佐賀県、鹿児島県	生産行程管理者 小規模（1ha未満）：申請手数料20,800円+検査費用5時間未満5,000円・8時間未満10,000円・以後3時間増すごとに5,000円加算+報告書作成10,000円+旅費実費、中規模（1~3ha未満）：26,400円+検査費用「小規模」に同じ+報告書作成「小規模」に同じ+旅費実費、大規模（3ha以上）：32,500円+検査費用「小規模」に同じ+報告書作成「小規模」に同じ+旅費実費 製造・加工業者 小規模（家内労働もしくは2~3人雇用）：22,550円+検査費用5時間未満10,000円・8時間未満15,000円・以後3時間増すごとに10,000円加算+報告書作成10,000円+旅費実費 小分け業者 小規模：27,250円+検査費用に同じ+報告書作成10,000円+旅費実費、中規模48,100円+検査費用に同じ+報告書作成10,000円+旅費実費 *申請1枚（栽培者1人）につきの手数料	直接お問い合わせください	個人 132件		〒862-0909 熊本県熊本市湖東2丁目1番3号 TEL.096-367-5400

登録認定機関	認定を行なう農産物	認定を行なう区域	認定申請手数料	監査手数料 (2年目以降)	認定件数	特徴	問い合わせ先
社団法人 長崎県食品衛生協会 http://member.nifty.ne.jp/nagasaki%7Esk/	有機農産物および有機農産物加工食品	長崎県および佐賀県	生産行程管理者 合計357,800円(予備調査費62,800円+本調査費294,800円) * 予備調査により認定が見込めると判断された場合は本調査を実施 * 交通費は車輻移動の往復距離に応じた規定額, また高速道路代・船代・航空機代は実費	生産行程管理者 調査費および緊急調査費 157,000円	生産行程管理者 1団体		〒851-2127 長崎県西彼杵郡長与町高田番字力ケノ本3640番地3 TEL.095-883-6380
財団法人 日本油脂検査協会	有機農産物	国内					〒164-0012 東京都中野区本町4丁目19番13号 TEL.03-3382-5311
財団法人 北農会(北海道) 農会有機認証センター	有機農産物	北海道	生産行程管理者 個人・団体とも1件につき94,290円 小分け業者 個人・団体とも94,290円 * 検査に要する旅費は別途実費徴収	生産行程管理者 個人・団体とも39,640円 小分け業者 個人・団体とも39,640円 * 検査に要する旅費は別途実費徴収	生産行程管理者 15件 (40名) 小分け業者 2件	認定栽培物の種類 北海道札幌市中央区北2条西2丁目三博ビル5階 TEL.011-242-2285	〒060-0002 北海道札幌市中央区北2条西2丁目三博ビル5階 TEL.011-242-2285
社団法人 青森県ふるさと食品振興協会 http://hello.net.pref.aomori.jp/stokuhin/index.html	有機農産物および有機農産物加工品	青森県	生産行程管理者 43,500円(実地検査1日) + 旅費別途追加 * 実地検査2日目以降は1日追加 製造業者 43,500円(実地検査1日) + 旅費別途追加 * 実地検査2日目以降は1日追加 12,500円を追加	生産行程管理者, 製造業者 42,000円(実地検査1日) + 旅費別途追加 * 実地検査2日目以降は1日追加 * 実地検査2日目以降は1日追加	生産行程管理者 3件 製造業者 1件	1) 公平・公正・迅速に提供 2) 信頼性確保のため必要な技術的能力の維持・向上に努める 3) 機密保持, 客観性および公平性に關し, 他の業務部門からの影響の排除に努める 4) JAS制度の適正な運営に寄与 5) 青森県有機食品の生産・流通の促進および県内での認定の円滑化を図る	〒030-8570 青森県青森市最島1丁目1番1号 TEL.017-734-9571
石川県	有機農産物	石川県	生産行程管理者 農家の数が1であり,かつ,圃場の数が3以下:30,000円(農家の数が6以上,または圃場の数が6以上:ABに据ける数の合計数Bまでごとくに22,000円を加算。A:1を超える農家の数に2を乗じて得た数,B:5を超える圃場の数) 小分け業者 小分け施設の数が1である場合24,000円(施設の数が2以上の場合は,1を超える小分け施設の数に17,000円を乗じて得た額を加算) * 上記の額は,検査旅費等を含む	生産行程管理者 23,000円(認定申請時と同様に15,000円を加算) 小分け業者 17,000円(認定申請時と同様に10,000円を加算) * 料金の規定は,申請手数料と同じ * 料金は検査旅費等を含む	生産行程管理者 40件 小分け業者 6件	1) 認定対象者は,県内に住所を有する生産行程管理者(県内の圃場のみ) 2) 県内に住所を有する小分け業者(県内の小分け施設の数み) 3) 申請認定の受付は毎年6月(認定は8月)	〒920-0962 石川県金沢市広坂2丁目1番1号 興行農産物生産課 係 TEL.076-223-9227

登録認定機関	認定を行なう農林物資	認定を行なう区域	認定申請手数料	監査手数料 (2年目以降)	認定件数	特徴	問い合わせ先
社団法人 岡山県農業開発研究所 http://www6.ocn.ne.jp/nokaiken/index.htm	有機農産物および有機農産物加工品	岡山県	生産行程管理者 基本料金(対象圃場3筆まで)30,000円 対象圃場3筆を超える場合、3筆まで増やすごとに3,000円加算 製造業者 1品目(1施設)当たり73,000円 小分け業者 1事業者1施設当たり64,000円。1事業者2施設以上の場合、1施設増やすごとに58,000円加算 *旅費は料金に含む	生産行程管理者 基本料金(対象圃場3筆まで)25,000円。3筆を超える場合は3筆まで増やすごとに7,000円加算 製造業者 1品目(1施設)当たり50,000円 小分け業者 1事業者1施設当たり37,000円。1事業者2施設以上の場合、1施設増やすごとに36,000円	生産行程管理者 36件 (農家数241戸) 製造業者 1件 小分け業者 2件	1) 有機JAS制度に適合した生産行程管理者について、上乗せ基準(完全無農薬、使用可能資材の制限)を設け、「おかやま有機無農薬農産物」認証制度を実施し、農独自の農産物として消費者へアピール 2) 全国的に見ても低料金。申請受付から認定までの期間を約2か月	〒701-2221 岡山県赤穂郡赤坂町大畑798番地3 TEL.0869-57-2000
財団法人 食品環境検査協会	有機農産物加工食品	国内およびアメリカ合衆国					〒104-0031 東京都中央区京橋3丁目7番4号 TEL.03-3535-4351
財団法人 日本炭酸飲料検査協会	有機農産物加工食品	国内およびアメリカ合衆国および中華人民共和国				加工品を対象とした有機認証	〒108-0023 東京都港区芝浦2丁目6番16号 TEL.03-3455-6851
財団法人 日本果汁協会	有機農産物加工食品	国内および外国					〒105-0012 東京都港区芝大門1丁目10番1号 TEL.03-3435-0732
特定非営利活動法人 農多野有機システム認定審査委員会	有機農産物	群馬県					〒370-1401 群馬県多野郡鬼石町大字鬼石74番地 TEL.0274-52-4352
特定非営利活動法人 国際オーガニック・テクニカル協会	有機農産物	国内					〒901-2122 沖縄県浦添市勤理客1丁目29番地2号 TEL.098-942-1911
社団法人 埼玉県園芸協会	有機農産物	埼玉県					〒336-0011 埼玉県さいたま市高砂3丁目12番9号 TEL.048-829-3391
特定非営利活動法人 有機食品認証普及会	有機農産物および有機農産物加工品	山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県および沖縄県					〒840-0811 佐賀県佐賀市大財1丁目6番68号 TEL.952-24-8822

登録認定機関	認定を行なう農林物資	認定を行なう区域	認定申請手数料	監査手数料 (2年目以降)	認定件数	特徴	問合わせ先
兵庫県農業協同組合中央会 http://village.infoweb.ne.jp/jahyogo/	有機農産物	兵庫県	生産行程管理者(個人・団体): 栽培者1名につき50,060円+実地検査費用(交通費含む)実費+検査報告書作成20,000円 *平成13年5月24日現在 生産行程管理者53,100円(交通費含む) *複数の作物を同時に申請する場合は、1作物につき10,150円を追加。また現地検査が1日を超える場合は、1日単位で22,800円を追加	認定申請手数料に同じ	3団体	認定業務は兵庫県内全域で、県内グループを通じて有機農産物の認定申請を原則とする	〒650-0024 兵庫県神戸市中央区港通1番地 TEL.078-391-2356
財団法人 山形県農業振興機構	有機農産物	山形県	生産行程管理者個人: 認定手数料40,000円+規模別追加料金(圃増数5~9か所: 10,000円, 10~14か所: 20,000円, 15~19か所: 30,000円, 20か所以上: 40,000円); 団体・法人: 認定手数料53,000円+規模別追加料金(個人と同じ) 小分け業者 認定手数料50,000円+追加料金(小分け施設が1か所増えるごとに10,000円追加) *実地検査の交通費は、当協会の旅費規程を準用し、申請者の負担とする	22,800円(交通費含む)	4団体(27人)	県内の生産者(団体)で、生産行程管理者のみ認定。作物は、米・ホウレンソウ(ハウス)・秋冬ダイコン・シルムラサキの4品目のみ	〒990-0041 山形県山形市緑町1丁目9番30号 TEL.023-642-2905
社団法人 福井県植物防疫協会	有機農産物	福井県	生産行程管理者個人: 認定手数料40,000円+規模別追加料金(圃増数5~9か所: 10,000円, 10~14か所: 20,000円, 15~19か所: 30,000円, 20か所以上: 40,000円); 団体・法人: 認定手数料53,000円+規模別追加料金(個人と同じ) 小分け業者 認定手数料50,000円+追加料金(小分け施設が1か所増えるごとに10,000円追加) *実地検査の交通費は、当協会の旅費規程を準用し、申請者の負担とする	生産行程管理者: 個人: 33,000円+規模別追加料金(認定申請時と同じ); 団体・法人: 40,000円+規模別追加料金(認定申請時と同じ) 小分け業者 38,000円+規模別追加料金(認定申請時と同じ) *実地検査に伴う交通費は、当協会の旅費規程を準用し、申請者の負担とする	実績なし	特になし	〒918-8205 福井県福井市北四ツ居3丁目1番19号 TEL.0776-52-2264
特定非営利活動法人 日本有機協会	有機農産物および有機農産物加工品	青森県, 岩手県, 秋田県, 宮城県, 山形県, 福島県, 茨城県, 栃木県, 群馬県, 埼玉県, 千葉県, 東京都, 神奈川県, 山梨県, 新潟県, 長野県, 富山県, 岐阜県, 愛知県					〒399-0712 長野県塩尻市大字塩尻町53番地1 TEL.0263-51-5380
東洋産業株式会社	有機農産物および有機農産物加工品	国内					〒875-0203 大分県大野郡野津町大字前河内512番地25 TEL.0974-32-3836

登録認定機関	認定を行なう農林物産	認定を行なう区域	認定申請手数料	監査手数料 (2年目以降)	認定件数	特徴	問い合わせ先
株式会社 エスジー・エス・アイシー・エス・ジャパン (SGS)	有機農産物および有機農産物加工品	国内および外国	生産行程管理者・製造・加工業者・小分け業者・輸入業者の場合：認定基本手数料170,000円 + 旅費・宿泊費その他必要経費 国外の認定も行なっているため、詳細はお問い合わせください	お問い合わせください(認定基本手数料に準じる)		1) 海外での認定 2) 賦課金なし 3) 会費なし	〒221-0031 神奈川県横浜市神奈川区新浦島町1丁目番32号 ニューステージ横浜 TEL.045-461-1036
財団法人 長野県農林研究財団	有機農産物および有機農産物加工品	長野県	生産行程管理者 入会金5,000円 + 認定申請料66,500円 + 旅費実費 製造業者 入会金5,000円 + 認定申請料102,000円 + 旅費実費 + 講習会費5,000円	生産行程管理者 調査費63,500円 + 旅費実費 製造業者 調査費87,000円 + 旅費実費	実績なし		〒380-0826 長野県長野市大字南長野北石堂町1177番地3 TEL.026-236-2021
特定非営利活動法人 環境保全ネットワーク	有機農産物	青森県, 岩手県, 宮城県, 秋田県, 山形県および福島県	生産行程管理者 個人：合計40,000円(認定申請料20,000円 + 検査確認料10,000円 + 判定審査料10,000円) + 交通費・日当は実費, 団体：認定手数料人当たり20,000円(人数分) + 検査確認料20,000円 + 判定審査料20,000円 + 交通費・日当は実費 * 会員割引5,000円あり		生産行程管理者 6団体 (81戸)	栽培技術などは相互に公開し、共有しながら進めている	〒980-0804 宮城県仙台市青葉区大町1丁目2番17号 ライオン青葉通り第2・806号室 TEL.022-261-7348
綾町	有機農産物および有機農産物加工品	宮城県東諸県郡綾町	生産行程管理者 認定手数料1件につき3,000円 + 農地検査手数料2,000円 製造業者 1件につき24,000円 小分け業者 1件につき24,000円 * 町外の検査に要する旅費は実費償とする	3,000円	生産行程管理者 10名	綾町がこれまで「自然生態系農産物の推進に関する条例」に基づき認証してきた自然生態系農産物も、JAS規格に定める有機農産物も、消費者が求める安全・安心な農産物を追求することが、登録認定機関の独立性を厳格に保持しながら認定業務を行なっている	〒980-1303 宮城県東諸県郡綾町大字南保1128番地 綾町有機農業開発センター TEL.0985-77-0100
株式会社 キヤッツ	有機農産物	国内					〒302-0017 茨城県取手市藤原520番地2号 TEL.0297-70-1100
有限会社 オーガニック認定機構	有機農産物および有機農産物加工品	島根県, 広島県, 山口県, 福岡県, 佐賀県, 長崎県, 熊本県, 大分県, 宮崎県および鹿児島県	生産行程管理者 135,000円(基準圃場面積3,000坪) 製造業者 140,000円(基準工場面積3,000坪) 小分け業者・輸入業者 135,000円(基準年間売上10億円規模)				〒816-0964 福岡県大野城市南ヶ丘二丁目23-14 TEL.092-589-2245

登録認定機関	認定を行なう 農林物質	認定を行なう 区域	認定申請手数料	監査手数料 (2年目以降)	認定件数	特 徴	問合わせ先
全国乾精協同組合連合 会	有機農産物加 工食品	国内					〒103-0026 東京都中央区日本 橋兜町15番6号 TEL.03-3666-7900
財団法人 日本醤油検 査協会		国内および外国					〒103-0016 東京都中央区日本 橋小網町3番11号 TEL.03-3666-4521
財団法人 広島県環境 保健協会	有機農産物加 工食品	広島県					〒730-0804 広島県広島市中区 広瀬北町9番1号